明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三五一）　二

〔省　令〕

○登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務四五）　二

〔告　示〕

○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（総務四二一）　二

○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（同四二二）　三

○電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項に規定する特定認証業務の認定に関する件（総務・法務・経済産業三）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五八六）　三

○日本国に帰化を許可する件（同五八七）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同五八八）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同五八九）　四

○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務四四五）　五

○青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四四六）　六

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件（同四四七）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三四二～一三四五）　八

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛一二四、一二五）　八

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一二六～一二九）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇

最低賃金の改正決定に関する公示（福井労働局最低賃金公示四、長野同四、岐阜同四、静岡同五、鳥取同二）　一一

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一一

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一二

裁判所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三

会社その他　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三五一号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊の連絡調整業務に国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関と当該業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務を加えることとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二八年一一月一八日から施行することとした。